財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び第一項中「並びに」の下に「企画調整専門官、」を加え、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十二項から同条第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　企画調整専門官は、命を受けて、財務省の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち特に重要な個別事項についての調整に係る専門的事項を処理する。

第五条第三項中「六人」を「十四人」に、「一人」を「九人」に改める。

第九条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第十条の見出し中「主計事務管理室」の下に「及び主計企画官」を加え、同条第一項中「主計事務管理室」の下に「及び主計企画官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

6　主計企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

第十条の次に次の一条を加える。

（予算執行調査官）

第十条の二　司計課に、予算執行調査官十人（うち九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　予算執行調査官は、命を受けて、予算の執行の効率化に係る調査に関する事務を処理する。

第十五条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第十六条第三項中「一人」を「二人」に改める。

第十七条第三項中「九人」を「八人」に改める。

第十八条の見出し及び第一項中「税関調査室」を「特殊関税調査室、税関調査室」に改め、「特殊関税専門官」を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第二項から同条第四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　特殊関税調査室は、特殊関税に関する調査に関する事務をつかさどる。

3　特殊関税調査室に、室長を置く。

第十九条の見出しを「（監視取締調整官及び保税調査官）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「保税調査官」を「監視取締調整官及び保税調査官それぞれ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　監視取締調整官は、命を受けて、監視課の所掌事務のうち関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する必要な調整その他専門的事項を処理する。

第二十八条の見出し中「政府出資室」の下に「及び国有財産鑑定官」を加え、同条第一項中「及び国有財産鑑定官二人以内」を加え、同条に次の一項を加える。

4　国有財産鑑定官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

一　国有財産企画課の所掌事務のうち国有財産の評価鑑定に関すること。

二　前号に掲げる国有財産の評価鑑定に関する事務に関し、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の指導を行うこと。

第二十九条の見出し中「国有財産有効利用推進室」を「国有財産監査室」に、「国有財産監査指導官」を「国有財産監査官」に改め、同条第一項中「国有財産有効利用推進室」を「国有財産監査室」に、「国有財産監査官三人以内」を「国有財産監査官六人以内」に改め、同条第二項中「国有財産有効利用推進室」を「国有財産監査室」に改め、同条第二項第二号を削り、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　国有財産の監査に関すること。

第二十九条第三項中「国有財産有効利用推進室」を「国有財産監査室」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　国有財産監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

一　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十条第一項若しくは第四項又は国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第六条第九項、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第六条第二項（合同宿舎の監査を含む。）及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）第三条の二の規定に基づく監査を実施すること。

二　前号に掲げる監査の実施に関し、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の指導を行うこと。

第二十九条第七項を削る。

第三十条（見出しを含む。）中「国有財産評価指導官」を「国有財産業務指導官」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　国有財産業務指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

一　国有財産業務課の所掌事務のうち普通財産の管理及び処分に関する専門的事項に関し、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の指導を行うこと。

二　前号に掲げる事務に関し、必要な調整を行うこと。

第百九十条の三第一項中「七人」を「八人」に、「北陸財務局、東海財務局」を「東海財務局」に、「統括証券検査官二人以内を、北陸財務局」に改める。

第百九十条の四第一項中「二人以内を」の下に「、近畿財務局に、統括証券調査官一人を」を加える。

第百九十一条第一項中「百七十五人」を「百九十三人」に改める。

第百九十一条の二第一項を次のように改める。

関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十七人以内を、近畿財務局に、証券調査官三十四人以内を、東海財務局に、証券調査官二十五人以内を置く。

第百九十二条第一項中「二十八人」を「三十三人」に改める。

第百九十三条第一項を次のように改める。

関東財務局に、上席証券取引特別調査官五人以内を、近畿財務局に、上席証券取引特別調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券取引特別調査官一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引特別調査官七十八人以内を置く。

第二百十五条第一項中「四人」を「三人」に改める。

第二百十五条の二第一項中「四十二人」を「四十一人」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（合同庁舎管理専門官）

第二百十五条の三　中国財務局の総務部に、合同庁舎管理専門官一人を置く。

2　合同庁舎管理専門官は、命を受けて、第二百十条に掲げる事務を処理する。

第二百十六条第一項の表近畿財務局の項中「金融監督第三課」を「金融監督第三課　金融監督第四課」に改め、同表中

「

東北財務局	主計第一課　主計第二課　理財課　検査総括課 金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　融資課
東海財務局	
中国財務局	
九州財務局	主計第一課　主計第二課　理財課　検査総括課 金融監督第一課　金融監督第二課　融資課

」

を

「

東北財務局	主計第一課　主計第二課　理財課　検査総括課 金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　融資課

」

に改める。